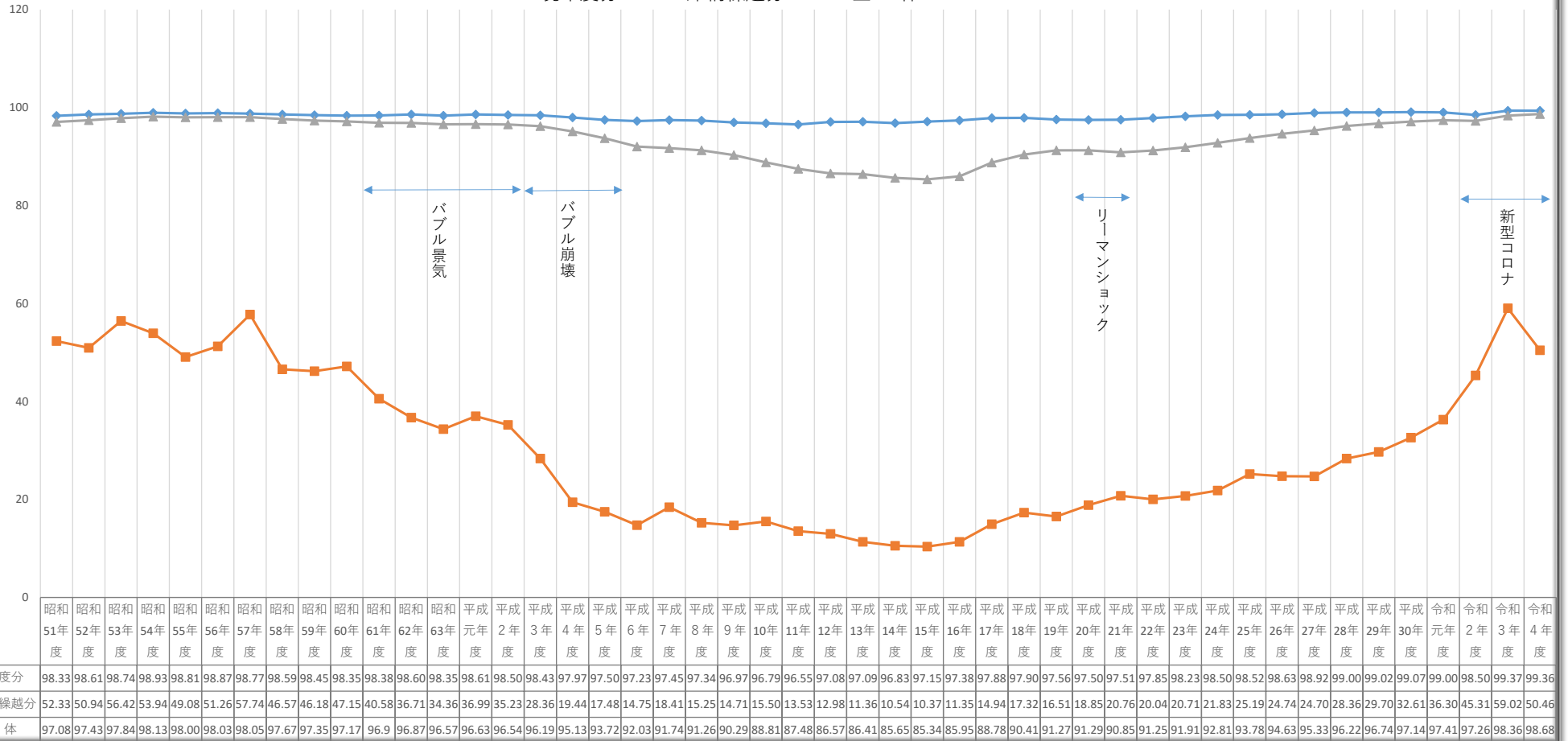


熊谷市納税率の推移

● 現年度分 ■ 滞納繰越分 ▲ 全 体



バブル景気

バブル崩壊

リーマンショック

新型コロナ

業務停滞期

業務改革期

業務安定期

熊谷市の滞納整理

臨時収納員制度開始

特別対策班編成
土曜開庁業務開始
県職員派遣受入開始

納税コールセンター開設

納税緩和措置事務処理要綱

納税折衝マニュアル作成

臨時収納員制度廃止

納税折衝マニュアル施行
スマートフォンアプリ決済等開始

納税率の分析

納税率

- ・全体の納税率ピークは昭和54年度98.13%（現年98.93%・滞繰53.94%）、底は平成15年度85.34%（現年97.15%・滞繰10.37%）。
なお、令和3年度及び令和4年度は上記ピーク時の納税率を上回っている。令和4年度98.68%（現年度99.36%・滞繰50.46%）
※令和3年度の市税納税率が98.36%と令和2年度に比べ1.1%伸びている。これは令和2年度の特例（コロナ）徴収猶予により、令和2年度の現年度課税の納税を1年間猶予していたため、令和3年度分と合わせて、滞繰繰越分（猶予期間終了等）となった令和2年度課税分を納税された結果、滞繰繰越分の納税率が大幅に伸びたことが要因である。
- ・現年分納税率は、バブル経済崩壊後下落し、滞繰分納税率は昭和57年度以降下落。この時期は滞繰整理手法未確立。
- ・滞繰分納税率は、平成15年度10.3%を底に回復に転じる。滞繰整理手法を研究し、本格的に取り組み始めた。
- ・全体の納税率と滞繰分納税率は連動。滞繰分が35%を割り込むと全体も落ち込む。ただしそれ以上では、全体納税率にはあまり影響しない。
- ・今後は、現年対応に徐々にシフトし滞繰を発生させない方向へ。
- ・令和5年度から4税目（市県民税（普徴）、軽自動車税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税）の納税通知書にeL-QRコードが付与され、地方税共同機構の「地方税お支払サイト」でクレジットカード納付ができるほか、多くのスマートフォン決済アプリで納付することが可能となった。

熊谷市の滞繰整理業

業務停滞期：昭和60年度～平成15年度：納付資力に基づかない少額・長期分納、訪問徴収実施、滞繰処分の限定的実施⇒納税率の低下・滞繰分の増加

昭和60年度臨時収納員制度開始

業務改革期：平成16年度～平成25年度：適正な分納に努める、滞繰処分増加⇒納税率の改善、滞繰分の減少傾向

平成16年特別対策班編成

平成17年度土曜開庁業務開始・県職員派遣受入開始

平成18年度処分停止マニュアル作成

平成19年度コンビニ収納・口座振替キャンペーン開始

平成20年度ネット公売開始

平成22年度納税コールセンター開設

業務安定期：平成26年度～適正分納増加するも長期分納残、訪問徴収廃止、徹底的な財産調査と速やかな処分実施⇒納税率上昇、滞繰分の圧縮

平成28年度納税緩和措置事務処理要綱作成、平成30年度納税折衝マニュアル作成、令和元年度臨時収納員制度廃止、令和2年度調査班編成、

令和3年度滞繰整理マニュアル施行、スマートフォンアプリによる電子納税の導入、国税OB職員を収納管理アドバイザーとして雇用

令和4年度口座振替推進キャンペーンの事業内容を変更

業務成熟期へ：現年度課税の滞繰整理、収納多チャンネル化、滞繰発生後早期着手⇒納税率高位安定

市の債権一元化に向け、令和4年度から債権管理係が設置された。